

役員選任規則

2024年4月6日

(目的)

第1条 特定非営利活動法人東京ヨットクラブ（以下「本法人」という）の役員(理事及び監事)の選任の方法について、本法人の定款第14条並びに細則第10条により、規則をここに定める。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 役員選挙における選挙権は、代表会員及び特別代表会員がこれを有する。

2 役員選挙における被選挙権は、代表会員及び特別代表会員がこれを有する。

前第1項に示す会員は、選挙公示日の前月末日時点において役員改選前年度の会費、また前第2項に示す会員は立候補届け前日までに当年度の会費を納めているものとする。

(選挙の告示)

第3条 総会における役員選挙に関する告示は、役員選挙の期日の30日より前までに行わなければならない。

(立候補者)

第4条 役員立候補者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本規則第2条第2項に示す被選挙権を有する者
- (2) 細則第8条第2項及び第3項に示す会費等の未納がないもの

(立候補届出書の様式)

第5条 立候補届出書は、別紙定める。

(立候補の締切り及び撤回)

第6条 役員候補者になろうとする者は、役員を選任する総会の日より前に別途指定される期日までに、立候補届出書を事務局宛てに届け出なければならない。

2 第1項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、役員を選任する総会の会日の1週間前までに、別紙で定める申請者本人の自署による立候補撤回届を事務局に提出するものとする。

(候補者の通知)

第7条 事務局は、立候補届出の締切り後、候補者一覧表を作成し、これを代表会員及び特別代表会員に対して、速やかに本法人の掲示場において掲示するとともに、電磁的方法(ホームページ等)をもって知らせなければならない。

(投票方法)

第8条 役員選挙は、候補者ごとの賛否がわかる投票用紙又は電磁的方法とする。

また、次に掲げる3種類の投票方法の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

役員選挙をどの投票方法について行うかは、理事会の決議により決定される。

ただし、候補者が選任される役員の員数を超えないときは、総会の議長（以下「議長」という。）は、議場に諮ったうえ、次に掲げる投票方法によらず、適当な方法で採決を行い、当選人を決定することができる。

- (1) 通常投票：総会に出席した代表会員及び特別代表会員又はその代理人が、別紙で定める投票用紙を用いて表決権を行使する投票方法をいう。
- (2) 書面又は電磁的方法により表決権を行使する投票：本法人の定款第29条第2項の規定により、総会に出席できない代表会員又は特別代表会員が、別に定める表決権行使書面に、別紙に定める役員選挙投票用紙を添える方法又は電磁的方法によって表決権を行使する投票をいう。
- (3) 郵送による書面又は電磁的方法による投票：すべての代表会員及び特別代表会員が、郵送による書面又は電磁的方法により表決権を行使する投票方法をいう。投票は本法定款第27条の規定により、代表会員及び特別代表会員の総数の2分の1以上の投票数がなければ成立しない。投票の締切りは、総会前の別途定める期日とする。郵送の場合は所定の投票用紙、電磁的方法の場合は投票者の本人確認の方法、投票に用いる画面書式など、理事会において別途定めるものとする。

2 前項に掲げる3種の各投票方法のうち、第1号と第2号は併用して行うものとする。

3 投票は、無記名でこれを行う。

(選挙の効力)

第9条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き議長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の投票はそれぞれ無効とする。

- (1) 本規則第8条第1号において、定められた投票用紙を用いないもの
- (2) 本規則第8条第2号において、別に定める表決権行使書に別紙で定める投票用紙を添付しないもの又は委任状を用いないもの
- (3) 本規則第8条第3号において、定められた投票者の本人確認方法及び投票画面などを
用いないもの
- (4) 定数を超える候補者を賛成としたもの
- (5) 賛成、反対等を重複して記載したもの
- (6) 棄権をしたもの

3 第1項に規定する開票立会人は、立候補者を除いた総会に出席している代表会員及び特別代表会員の中から2名を理事長が指名する。

(当選人の決定)

- 第10条 当選人を決定するためには、総会に出席した代表会員及び特別代表会員、その代理人が投票した投票数と、書面又は電磁的方法による表決権の行使による投票数を合わせた投票総数のうち、有効な投票数の過半数に当たる賛成票を得た者を当選人とする。
- 2 第8条第3号に規定する、すべての代表会員及び特別代表会員が、郵送による書面又は電磁的方法により表決権を行使する投票方法とする場合は、その投票総数のうち、有効な投票数の過半数に当たる賛成票を得た者を当選人とする
- 3 第1項及び第2項に規定する有効な投票数の過半数に当たる賛成票を得た立候補者の数が、定款第13条並びに細則第9条に定める役員の員数を超える場合、その立候補者の中から得票数の多い順に、当該員数に至るまでの者を当選人とする。
- 4 最下位当選人が同じ賛成票の数で複数存在する場合は、議長がくじで当選人を決定する。

(規則の変更)

第11条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この規程は2024年4月7日から施行する。